

労働者の石綿ばく露防止に関する 技術上の指針について一部改正がされました



厚生労働省は1月31日付の官報で、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針）の一部改正を公示し、4月1日より適用がされました。

今回の改正は、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（2023年厚生労働省第105号）の公布に伴うものです。改正に伴い、主に新設された内容は、以下になります。

○石綿等の除去に係わる措置

石綿等の切断等の作業等に係わる措置

※手工具による除去の作業が技術上困難な場合、除じん機能を有する電動工具を用いて作業ができる。除じん性能を有していない電動工具を使用するにあたっては、可能な限り水が直接かからないよう（感電の恐れを）留意して石綿等を常時湿潤な状態にすること。

剥離剤の仕様に係る措置

※剥離剤を使用する場合は、特定化学物質への該当性や有害性区分がある物質の有無を確認して、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（厚生労働省基発0918第3号2015年9月18日付）におけるリスクアセスメントを実施し、適切なリスク低減措置を行うこと。この際、リスク低減措置として呼吸用保護具を使用する場合は、原則として、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（G-PAPR）又は給気式呼吸用保護具を使用すること。

当社は、（公社）日本作業環境測定協会の「石綿分析技術評価事業」にてAランクを取得しております。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年1月31日付 厚生労働省 基発0131第1号](#)

環境リスク分析箇所 鈴木敏純

